

社会福祉法人古江福祉会
幼保連携型認定こども園
ふるえこども園

運営規程（園則）

幼保連携型認定こども園ふるえこども園 運営規程（園則）

（事業所の名称及び所在地）

第1条 社会福祉法人古江福祉会が設置するこの認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 幼保連携型認定こども園 ふるえこども園
- (2) 所在地 鹿児島県鹿屋市古江町820番地

（施設の目的及び運営方針）

第2条 社会福祉法人古江福祉会が設置する幼保連携型認定こども園ふるえこども園（以下「当園」という。）は、就学前の子どもの教育、保育に関する法律に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適正な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

2 当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令を遵守して運営する。

3 園理念は以下とする。

「子ども一人一人を大切にし、保護者から信頼され、地域の活性となる園を目指す。」

4 園方針は以下とする。

「子ども一人一人が行き届いた環境の中で、心身ともに健やかに成長できるように努める。」

5 園目標は以下とする。

「あかるく たのしく すこやかに」

6 特定教育・保育目標は以下とする。

「日常生活に必要な基本的な生活習慣や態度を身につける。」

「体力と運動機能の向上を目指す。」

「豊かな感性、創造力、道徳心を身につける。」

「相手を尊重し、思いやりのある心を持つ。」

（入園資格）

第3条 当園に入園できる子どもは、以下のとおりとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の満3歳以上の小学校就学前の子ども（以下「1号認定子ども」という。）

(2) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の満3歳以上の小学校就学前の保育を必要とする子ども（以下「2号認定子ども」という。）

(3) 子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の満3歳未満の保育を必要とする子ども（以下「3号認定子ども」という。）

（認可定員及び学級の編制）

第4条 当園の認可定員は、70名とし、満3歳以上の子どもについては、教育課程に基づく教育を行うため学級を編成するものとする。

2 1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の始めの日の前日において同じ年齢にある子どもで編成することを原則とする。

(子どもの区分ごとの利用定員)

第5条 当園の子ども・子育て支援法第31条第1項の利用定員は、次のとおりとする。

- | | |
|-----------------------|-----|
| (1) 1号認定子ども | 10人 |
| (2) 2号認定子ども | 36人 |
| (3) 3号認定子どもの満1歳以上の子ども | 20人 |
| (4) 3号認定子どもの満1歳未満の子ども | 4人 |

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第6条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。ただし、職員の配置については、職員配置基準を下回らない人数とする。なお、員数は入園人数等により変動することがある。

- (1) 園長 1名(常勤専従)
園長は、教育及び保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質の向上に取り組むとともに一体的な管理運営を行う。
 - (2) 副園長 1名(常勤専従)
副園長は、園長を補佐し、園務を行う。園長に事故があるときはその職務を代理し、園長が欠けたときはその職務を行う。
 - (3) 主幹保育教諭 2名(常勤専従)
主幹保育教諭は、園長を補佐し、園務の一部を整理するとともに、教育・保育の内容について他の保育教諭を総括する。また、保護者の教育・育児相談や地域の子育て支援等を行う。
 - (4) 保育教諭 幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準第5条第3項に基づく数(ただし、3歳児設置改善加算で算定する場合はその数)に2名以上加算した数
保育教諭は、教育課程や保育課程に基づき、子どもに教育及び保育を一体的に行うとともに計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。
 - (5) 栄養士 1名以上(常勤専従)
栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食及び幼児食に係る献立を作成するとともに、給食業務を総括し、当園全般の食育を行う。
 - (6) 調理員 1名以上(非常勤)
調理員は、栄養士の作成した献立に基づき、調理業務を行う。
 - (7) 嘱託医 1名
嘱託医は、子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、新たに当園を利用する子どもの健康診断及び職員や保護者への指導助言を行う。
 - (8) 嘱託歯科医 1名
嘱託歯科医は、子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科診断及び職員や保護者への指導助言を行う。
 - (9) 嘱託薬剤師 1名
嘱託薬剤師は、園の環境衛生の維持改善に関する指導助言を行うとともに、職員及び保護者への指導助言を行う。
- 2 第1項の職員のほかにその他必要な職員を置くことがある。

(提供する特定教育・保育等の内容)

第7条 当園は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)、その他関係法令を遵守し、幼保連携型認定こども園教育・保育要領(平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号)に基づき、以下に掲げる特定教育・保育その他の便宜の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育
第11条に規定する時間において特定教育・保育を提供する。
- (2) 食事の提供
全ての子どもに完全給食を提供する。
- (3) 通園バスの運行
当園が認める希望者に限り通園バスによる送迎を行う。
- (4) 子育て支援事業
- (5) 延長保育事業
- (6) 一時預かり保育事業
 - ① 1号認定子どもの教育標準時間外の預かり保育を行う。
 - ② 入園児童以外の子どもの一時的な預かり保育を行う。
- (7) その他子どもの生活全体が豊かになるための便宜の提供

(教育課程)

第8条 当園の教育課程は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成26年4月30日内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号）に基づき、園長が別に定める。

(学年及び学期)

第9条 当園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 1年を次の3学期に分ける。
 - (1) 第1学期 4月1日から 7月31日まで
 - (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
 - (3) 第3学期 1月1日から 3月31日まで

(特定教育・保育の提供を行う日及び行わない日)

第10条 当園の特定教育・保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、1号認定子どもについては、原則として月曜日から金曜日までとする。

- 2 当園の休園日は、次のとおりとする。
 - (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
 - (3) 年末年始（12月29日から1月3日）
 - (4) 年度末2日間
- 3 1号認定子どもへの特定教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休業日を加える。
 - (1) 土曜日
 - (2) 夏季休業 8月 1日から 8月31日まで
 - (3) 冬季休業 12月25日から 1月 7日まで
 - (4) 学年末休業 3月21日から 3月31日まで
- 3 特定教育・保育上必要があり、または、やむを得ない事情があるときは、第2項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。
- 4 第1項の規定にかかわらず、災害、伝染病、その他これに類するやむを得ない事情があるときは、必要最小限度の期間を休園とすることがある。

(特定教育・保育を提供する時間)

第11条 当園の特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- (1) 教育標準時間認定に係る特定教育・保育時間
 - 教育時間 8時45分から12時45分まで
 - 預かり保育 上記以外の時間において7時15分から18時45分までの範囲内で保育を提供する。

- (2) 保育標準時間認定に係る特定教育・保育時間 7時15分から18時15分まで
- (3) 保育短時間認定に係る特定教育・保育時間 8時45分から16時45分まで
- 2 第1項(2)(3)に規定した保育標準時間認定並びに保育短時間認定による保育時間外において、やむを得ない事情により保育を必要とする場合は、次の時間の範囲内で延長保育を提供する。
 - (1) 保育標準時間認定に係る延長保育時間 18時15分から18時45分まで
 - (2) 保育短時間認定に係る延長保育時間 7時15分から 8時45分まで
16時45分から18時15分まで
18時15分から18時45分まで
- 3 特定教育・保育又は延長保育を提供する時間中に、子どもの急病、事故、災害その他やむを得ない事情がある場合、園長は、保護者へ連絡の上、個別の子ども若しくは全ての子どもの特定教育・保育又は延長保育を提供する時間を短縮することができる。

(保護者等に対する子育て支援の内容に関する事項)

- 第12条 第7条に規定する子育て支援事業の内容については、就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成18年9月7日文科科学省・厚生労働省令第3号)第2条各項のとおりとする。当園の事業は、次のとおりとする。
- (1) 保護者、地域住民からの子育てに関する相談に応じる。
 - (2) 保護者に園だよりや食育だより等の配布や子育てに必要な情報を提供する。
 - (3) 地域子育て支援を行い、地域住民に対する必要な情報の提供を行う。

(入園)

第13条 当園の入園は、選考の上園長が許可する。

(入園手続き、利用の開始及び終了に関する事項、利用にあたっての留意事項)

- 第14条 当園の入園(転入園及び再入園を含む。以下同じ。)を志望する保護者は、所定の入園申込書を園長に提出しなければならない。なお、選考後、教育標準時間認定を受けた保護者は当園に申し込み、保育時間の認定を受けた保護者は居住市町村に申し込むものとする。
- 2 当園の利用の申し込みのあった教育標準時間認定を受ける子どもと現に当園を利用している教育標準時間認定を受ける子どもの総数が利用定員の総数を超える場合については、鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条に基づいた園長の定める次の選考方法を保護者に明示した上で選考する。
 - (1) 当園の教育・保育理念を理解し、当園の在園児である子ども又は在園児及び小学3年生までに卒園児の兄弟姉妹がいる子どもを選考する。
 - (2) 保護者による公開抽選により選考する。
 - (3) 上記以外は先着順の面接等により選考する。
 - 3 当園は、保育時間認定を受ける子どもの利用について市町村が行う利用調整及び要請に対し、鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第6条によりできる限り協力し、市町村が行う利用調整によって当園の利用が決定したときはこれに応じる。
 - 4 選考の方法その他入園に必要な手続きは、毎年度、募集要項を定めて明示する。
 - 5 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該子どもの保護者とその内容を確認の上利用にかかる契約を結ぶものとする。
 - 6 当園の利用開始にあたり当該子どもは、嘱託医による健康診断を受けるものとする。
 - 7 園長は、当園が定める期間内に入園手続きが行われない場合は、入園許可を取り消すことがある。
 - 8 退園又は休園しようとする1号認定子どもは、支給認定保護者が理由を記して園長に願い出るものとする。

9 当園の利用する2号認定子ども及び3号認定子どもが次のいずれかに該当するときは特定教育・保育の提供を終了するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法施行規則第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。
- (2) 支給認定保護者からの当園の利用取消しの申出があったとき。
- (3) 市町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。
- (4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(利用料その他の費用等)

第15条 当園は、鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第1項及び第2項により、支給認定保護者から支給認定保護者の居住する市町村が定める利用者負担額の支払いを受けるものとする。

2 当園においては、鹿屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条4項により、支給認定保護者から次の費用の相当額を受けるものとする。

- (1) 食事の提供に要する費用
- (2) その他当園の利用において通常必要とされるものに係る費用で保護者に負担させることが適当と認められるもの

3 支給認定保護者は、当園に対し、毎月その月分の利用料を当園が指定する期日に原則口座振替にて納付しなければならない。ただし、口座振替の手続きが金融機関等の都合により間に合わなかった場合は、当園が指定する期日までに現金にて納付することができる。

4 当園が指定する期日に納付されなかった場合、支給認定保護者は、当園が指定する期日までに当園の指定口座へ振り込みにて納付しなければならない。また、振り込みに係る手数料は、支給認定保護者の負担とする。

5 既納の利用料等は還付しない。ただし、前払い費用に該当するものを除く。

6 園長は、利用料の未納が納期後1か月以上に及んだ子どもについては、登園を停止し、なお、引き続き利用料を納付しないときは、鹿屋市長と協議の上、退園させることができる。当園は、退園後も未納分の利用料を請求することができるものとする。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する以下に掲げる記録を作成、整備し、その完了の日からそれぞれの記録に応じて定める期間保存するものとする。

- | | |
|------------------------------|--------------------|
| (1) 特定教育・保育の実施にあたっての計画 | 5年間保存 |
| (2) 提供した特定教育・保育に係る提供の記録 | 5年間保存 |
| (3) 市町村への通知に係る記録 | 5年間保存 |
| (4) 支給認定保護者等からの苦情及び相談の内容等の記録 | 5年間保存 |
| (5) 事故の状況及び事故に対する処置についての記録 | 5年間保存 |
| (6) 幼保連携型認定こども園指導要録 | 当該児童が小学校を卒業するまで間保存 |

(健康管理及び衛生管理)

第17条 当園は、子どもに対して、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び当園の別途定める「保健衛生マニュアル」、「感染症マニュアル」、「給食衛生マニュアル」に基づき、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(緊急時等における対応方法)

第18条 当園は、特定教育・保育の提供中に、子どもに健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに子どもの家族等に連絡するとともに、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

- 2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、子どもの家族等に連絡するとともに、別途定める「安全管理マニュアル」に従い、必要な措置を講じる。
- 3 子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償責任を行う。

(非常災害対策及び対応方法)

第19条 当園は、防火管理者を定め、非常災害に関する具体的な計画を立て、防災訓練、設備改善を図り、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備するとともに、それらを定期的に職員に周知する。

- 2 第1項の防災訓練の内、避難訓練及び消火訓練については毎月1回行うものとする。
- 3 非常災害が発生した場合は、別途定める「安全管理マニュアル」に従い、必要な措置を講じる。

(安全対策と事故防止)

第20条 当園は、安全かつ適切に、質の高い特定教育・保育を提供するために、事故防止及び事故対応についてのマニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 当園は、事故発生防止のための職員に対する研修等を行う。
- 3 当園は、事故の状況及び事故に対する処置について記録するとともに、事故の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 事故については、必要に応じて保護者に周知する。

(虐待防止)

第21条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため別途定める「児童虐待マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
- (2) 職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止
- (3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員研修の実施
- (4) その他虐待防止のために必要な措置

(苦情対応)

第22条 当園は、保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために別途定める「利用者の相談・苦情解決実施要領」に基づき、保護者等の苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(秘密の保持)

第23条 当園は、業務上知り得た子ども及びその保護者の個人情報並びに秘密事項については、正当な理由なく第三者に開示提供、漏洩してはならない。

- 2 当園の職員は、業務上知り得た子ども及びその保護者の個人情報並びに秘密事項について保持しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(特定教育・保育の質の評価)

第24条 当園は、特定教育・保育の質の評価を行い、常にその改善を図り、特定教育・保育の質の向上を目指す。

(小学校等との連携)

第25条 特定教育・保育の提供の終了に際しては、小学校における教育又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される特定教育・保育との円滑な接続に資するよう、情報の提供その他小学校、特定教育・保育施設等、地域の子ども・子育て支援事業を行う者、その他の機関との連携に努めるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第26条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定め、直近の理事会で報告するものとする。

附則

この規程は平成30年 4月 1日から施行する。

附則

この規程は平成31年 4月 1日から施行する。

別表1 預かり保育・延長保育に係る利用者負担金

対象となる子ども	内 容	利用料金
1号認定子ども	預かり保育 7時15分～8時45分 12時45分～18時45分 ※ 土曜日、休業日を含む。	月額 6,000円 ※第2子以降 月額 3,000円
2号認定子ども 3号認定子ども	【保育標準時間認定】 延長保育 18時15分～18時45分 【保育短時間認定】 延長保育 7時15分～8時15分 8時15分～8時45分 16時45分～17時15分 17時15分～18時15分 18時15分～18時45分	無料 1回 100円 無料 無料 1回 100円 1回 50円

※ 延長保育利用料については、現金徴収とする。

※ 1号認定子どもの預かり保育、2号・3号認定子どもの延長保育の利用がやむを得ない事情により18時45分を過ぎた場合の利用料を1回につき50円とし、その利用料については、現金徴収とする。

別表2 教育・保育の提供に要する費用に係る利用者負担金

対象となる子ども	内 容	利用料金
1号認定子ども	給食費用【完全給食】 特定教育・保育に必要とする用品	月額 3,000円 費用の相当額
2号認定子ども	特定教育・保育に必要とする用品	費用の相当額
3号認定子ども	特定教育・保育に必要とする用品	費用の相当額

※ 特定教育・保育に必要とする用品に係る費用については、現金徴収とする。